



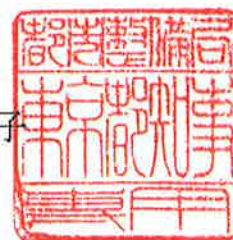
2都市建建第850号  
令和 2年12月10日

〒167-0042  
東京都杉並区  
西荻北3-25-2-101

スクーデリア・ECO (株)

岡田 一志 様

東京都知事 小池百合子



### 一般建設業の許可について (通知)

令和 2年 11月 13日付けで申請のあった一般建設業については、  
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので  
通知します。

#### 記

許 可 番 号	東京都知事	許 可 ( 般 - 2 ) 第 152852 号
許 可 の 有 効 期 間	令和 2年 12月 10日 から 令和 7年 12月 9日 まで	
建 設 業 の 種 類		

建築工事業  
左官工事業  
石工事業  
タイル・れんが・ブロック工事業  
鉄筋工事業  
ガラス工事業  
防水工事業  
熱絶縁工事業  
解体工事業

大工工事業  
とび・土工工事業  
屋根工事業  
鋼構造物工事業  
板金工事業  
塗装工事業  
内装仕上工事業  
建具工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 7年 11月 9日  
(裏面の注意事項をお読みください。)

# 許可後の注意事項

## 1 許可について

許可の有効期間は5年間です。（許可のあった日から5年目の許可日に  
対応する日の前日をもって満了します。許可の有効期間の末日が土曜日、  
日曜日等の閉庁日であっても同様の扱いになります。）

## 2 変更届の提出について（建設業法（昭和24年法律第100号）第11条）

許可申請事項に変更があった場合には、その都度変更届を提出しなけれ  
ばなりません。

- (1) 決算変更届（毎事業年度経過後4か月以内）
- (2) 経營業務の管理責任者、専任技術者の変更届（変更後2週間以内）
- (3) その他の変更届（変更後30日以内）

## 3 許可の更新について（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）

第5条）

更新の申請は、許可の満了する日の2か月前から表面記載の書類提出期  
限（この日が閉庁日に該当する場合は、直後の開庁日）までに行ってくだ  
さい。